



新しい年になりました。今年も宜しく願いいたします。12月には病棟ごとにクリスマス会を開催した病棟もあります。東5階では12月24日にスタッフによるクリスマスソング演奏会と合唱を行いました。病棟担当のソーシャルワーカーもバイオリンの演奏を行いました。今後も病棟のレクリエーションに積極的に参加したいと思います。

要介護等認定高齢者の障害者控除（八王子市）

障害者手帳をお持ちでない高齢者（65歳以上）の方でも、一定の要件を満たす場合、八王子市では「障害者控除対象者認定書」を交付します。この認定書を市民税・都民税申告や確定申告時に提出すると、税の所得控除を受けることができます。

＜対象となる方＞以下の要件をすべて満たす方。

- ・八王子市内に住所のある65歳以上の方
- ・介護保険の要支援・要介護認定または総合事業の事業対象者認定を受けている方のうち、要介護認定の認定調査票または主治医意見書の日常生活自立度が一定基準以上の方
- ・身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けていない方（ただし、障害者手帳等による普通障害者控除対象者のうち、本制度により特別障害者控除の対象になる方は申請することができます）

所得控除額	市民税・都民税	所得税
障害者	26万円	27万円
特別障害者	30万円（同居の場合53万円）※	40万円（同居の場合は75万円）※

＜申請方法＞窓口または、郵送にて申請してください（郵送で申請する場合は110円切手を貼った返信用封筒が必要です）

- ・高齢者福祉課（市役所本庁舎1階20番窓口）直接・郵送による提出
- ・八王子駅南口総合事務所（高齢者担当9番窓口）へ直接提出

＜申請に必要なもの＞

- ・申請書（窓口受付や市役所のホームページからダウンロードできます）
- ・対象者確認書類・提出者の本人確認書類

必要に応じて登記事項証明書や介護保険証等必要になります。

6か月以内に他市町村から転入された方や、住所地特例者に該当する方は、医師意見書が必要となります。

＜問い合わせ窓口＞

- ・高齢者福祉課（市役所本庁舎1階20番窓口）電話：042-620-7420 FAX：042-624-7720

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時

- ・八王子駅南口総合事務所（高齢者担当9番窓口）電話：042-620-1158

月曜日～金曜日 午前10時～午後7時 日曜（交付問い合わせのみ対応）午前10時～午後5時

八王子市以外でも同様の手続きとなりますが、ご住所のある地域の市役所に確認ください。ほか、確定申告については、税務署でのお問い合わせや、国税庁ホームページなどご参照ください

相談室より

ソーシャルワーカーの勤務は、平日月曜日から金曜日ですが、当番者の出勤がある土曜日もあります。

ご用のある方は事前に、ご連絡いただくよう、よろしく願いいたします。

土曜、日曜、祝日の出勤予定

1月18日 荻生 木村 下山
市川佳奈 菊谷
市川浩之 天野
2月1日 木村
2月9日 市川浩之

病院ホームページもご覧ください

東京都八王子市美山町1076
医療法人社団 光生会 平川病院
院長 平川 淳一
電話 042(651)3131

医療相談科
荻生 下山 木村 市川佳奈
菊谷 市川浩之 天野

